

議案第42号

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則（昭和39年川崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立川崎高等学校の項中「定時制（昼間・夜間）」を「定時制（昼間）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立川崎高等学校の定時制課程（夜間）を廃止するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>第1条 略 (課程、学科及び部)</p> <p>第2条 市立学校に別表第1及び別表第2に掲げる課程、学科及び部を設置する。</p> <p>別表第1 (第2条関係) 高等学校</p> <table border="1" data-bbox="170 531 1066 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課程</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">川崎市立川崎高等学校</td> <td rowspan="3">全日制</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>生活科学科</td> </tr> <tr> <td>福祉科</td> </tr> <tr> <td>定時制(昼間)</td> <td>普通科</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	課程	学科	川崎市立川崎高等学校	全日制	普通科	生活科学科	福祉科	定時制(昼間)	普通科	<p>第1条 略 (課程、学科及び部)</p> <p>第2条 市立学校に別表第1及び別表第2に掲げる課程、学科及び部を設置する。</p> <p>別表第1 (第2条関係) 高等学校</p> <table border="1" data-bbox="1171 531 2067 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課程</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">川崎市立川崎高等学校</td> <td rowspan="3">全日制</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>生活科学科</td> </tr> <tr> <td>福祉科</td> </tr> <tr> <td>定時制(昼間・夜間)</td> <td>普通科</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	課程	学科	川崎市立川崎高等学校	全日制	普通科	生活科学科	福祉科	定時制(昼間・夜間)	普通科
名称	課程	学科																			
川崎市立川崎高等学校	全日制	普通科																			
		生活科学科																			
		福祉科																			
	定時制(昼間)	普通科																			
名称	課程	学科																			
川崎市立川崎高等学校	全日制	普通科																			
		生活科学科																			
		福祉科																			
	定時制(昼間・夜間)	普通科																			
別表第2 略	別表第2 略																				